

南伊勢高等学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

本校では、すべての生徒および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識を持ち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定める。

- (1) いじめ防止等のため、日頃から教育活動全体を通じて、豊かな心や道徳性、自律性を育みます。
- (2) いじめは、被害側の生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるとの認識に立ち、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題点（例えば無秩序性や閉塞性）、観衆としてはやし立てたり面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い集団全体に「いじめを許さない」学校づくりに取り組みます。
- (3) いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努め、いじめによる被害生徒も加害生徒も出さないよう適切な指導を行います。
- (4) 学校内外を問わず、いじめ防止が図られるよう、学校・家庭・地域との連携協力に努めます。

3 いじめ防止等の対策のための組織とその役割

(1) いじめ防止委員会

校長、教頭、生徒指導主事、人権教育推進担当、教育相談担当

※その他必要に応じて、養護教諭・担任等校内関係者及び心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などの外部専門家等に出席を求めるものとする。

(2) いじめ防止委員会の役割

- ア 南伊勢高等学校いじめ防止基本方針の策定と定期的な見直し、校内外への発信。
- イ いじめ防止対策年間計画の策定と取組評価。
- ウ いじめに関するアンケートの実施と結果集約。
- エ いじめの認知および解消に必要と考えられる調査や教育相談等の実施。

4 いじめ防止等の指導體制

学校が組織的にいじめ防止に取り組み、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、日常の教育相談体制や生徒指導體制を別に定める。

【別紙1】 校内指導體制

また、全教職員が生徒一人ひとりの小さな変化を見逃さず、早期にいじめを発見するためのチェックリストを別に定める。

【別紙2】 チェックリスト

5 未然防止および早期発見の取組

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じた多様な取組や、いじめに関するアンケート実施など早期発見のための取組、教職員の資質向上を図るための研修などを計画的・体系的に行い、保護者や

地域への啓発及び連携を図っていくため、年間の指導計画を別に定める。

【別紙3】 年間指導計画

6 いじめ事案への対応

いじめを発見または情報を得たら、原則としてその日のうちに校長と関係教職員が情報共有し、当面の対応を決定して直ちに取り組む。またいじめ防止委員会を中心として、生徒指導委員会と連携しながら、情報の収集や集約、記録、情報共有、事実確認および認知を行い、解消に向けて迅速に対応する。発生から解消に至るまでの組織的対応については、別に定める。

【別紙4】 組織的対応

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより本校生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときを指す。

具体的には、生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などがあり、被害側の生徒の状況を見て、校長が判断する。

イ いじめにより本校生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを指す。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、30日に満たなくとも、一定期間連続して欠席しているような場合には、重大事案として迅速に調査に着手する。

(2) 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして、校長の判断のもと適切に対応する。

(3) 生徒が退学、転学、休学を申し出た場合には、その理由を丁寧に聞き取るとともに、いじめやいじめの疑いがある場合は、直ちに県教育委員会に報告する。

(4) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合には、直ちに県教育委員会に報告するとともに、いじめ防止委員会及び生徒指導委員会で調査を行い、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

重大事態の調査報告書及び調査に係る文書は10年間保存する。

8 その他留意事項

本方針については、学校や生徒の実情に合わせて定期的に見直しを行うほか、家庭や地域との連携を図るため、ホームページで公開し、学校関係者評価委員会やPTA総会、保護者会等あらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信を図るものとする。

また、見直しにあたっては、学校全体でいじめ防止に取り組むという観点や、学校・家庭・地域が連携していじめ防止に取り組んでいくという「三重県いじめ防止条例」の観点から、学校関係者評価委員等の意見を取り入れるよう留意する。

南伊勢高等学校度会校舎いじめ防止基本方針



策定・見直し

いじめ防止委員会

【構成員】

校長、教頭、生徒指導主事、人権教育係、教育相談係
 ※その他必要に応じて、養護教諭・担任等校内関係者及び心理や福祉の専門家、弁護士、
 医師、教員・警察経験者などの外部専門家等に出席を求めるものとする。

- 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し、校内外への発信
- いじめ防止対策年間計画の策定と取組評価
- いじめに関するアンケートの実施と結果集約
- いじめの認知および解消に必要と考えられる調査や教育相談の実施



年間計画等



情報等の報告



連携促進

未然防止

- 学習指導の充実
 - ・授業規律の徹底
 - ・「わかる」授業づくり
 - ・授業公開の実施
- 特別活動の充実
 - ・ホームルーム活動の充実
 - ・体験活動の充実
- 生徒会活動の充実
- 人権教育の充実
- 情報教育の充実
 - ・情報モラル指導の充実
- 校内研修等の実施

早期発見

- 情報の収集
 - ・教員による観察、養護教諭による情報
 - ・生徒、保護者、地域からの情報
 - ・各学期1回のアンケート調査実施
 - ・オンライン相談窓口の設置
- 教育相談体制の充実
 - ・教員による教育相談
 - ・スクールカウンセラー（教育相談専門員）の活用
 - ・いじめ相談機関の周知
- 情報の共有
 - ・管理職への報告
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・学級担任等の教員間での申し送り

保護者・地域との連携

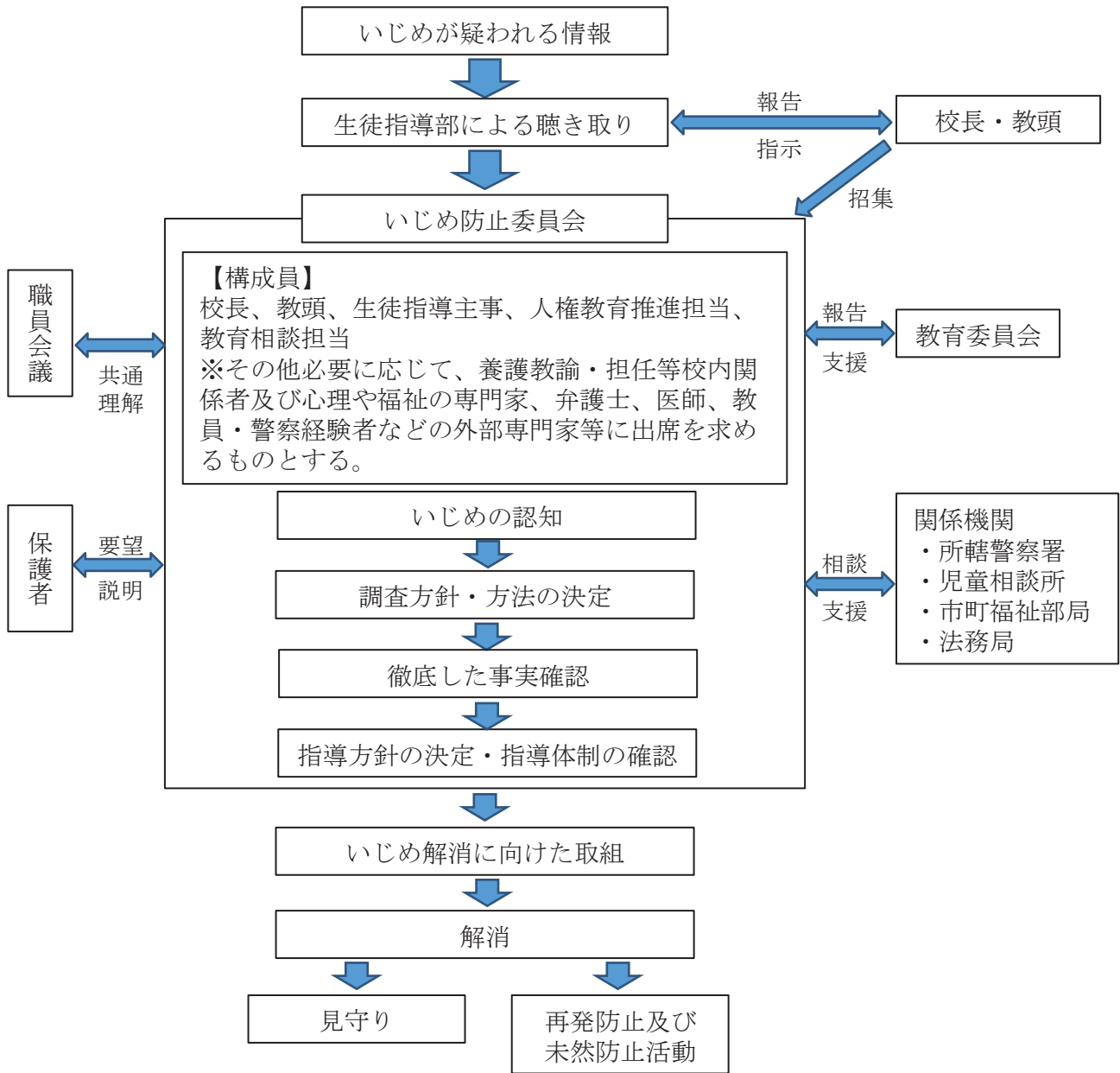
- ・学校いじめ防止基本方針の周知
 - ・学校だより等の発行
 - ・保護者会の定期開催
 - ・地域の会議、行事への参加
 - ・インターンシップの実施
 - ・学校関係者評価委員等の学校行事見学 等
- 教育委員会との連携
- ・いじめ事案の報告
 - ・人的支援の要請 等
- 関係機関との連携
- ・学校警察連絡協議会参加
 - ・児童相談所との連携
 - ・市町福祉部局との連携 等

※いじめ発生時の対応については別紙4を参照

月	いじめ防止委員会	未然防止の取組	早期発見の取組
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ基本方針の確認、周知 ・年間計画作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校訪問 ・生徒情報共有（随時） ・いじめ防止月間（4月）の取組 ・人権LHR（ネットリテラシー） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校設置のオンライン窓口を含むいじめ相談機関の周知 ・個人面談週間
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談週間の情報集約、情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業公開 	
6月		<ul style="list-style-type: none"> ・人権LHR 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート① 集約、分析、情報共有 		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート① ・保護者会（「いじめ早期発見のためのチェックリスト」の配付、学校設置のオンライン窓口を含む相談窓口の周知）
8月			
9月		<ul style="list-style-type: none"> ・中学校訪問（必要に応じて） ・人権LHR 	
10月			
11月			<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談週間
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート② 集約、分析、情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート② ・保護者会
1月		<ul style="list-style-type: none"> ・人権LHR 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策取組評価 ・いじめアンケート③ 集約、分析、情報共有 		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート③
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ基本方針見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度への申し送り 	

※ネットリテラシー教育については、教科「情報」を通じて行うほか、集会・人権講演会等の機会をとらえて実施していく。

※人権LHRの主題として、「いじめを発見したときの対応方法」等を取り扱う。



【学校の対応】

- ・被害生徒や、いじめを知らせてくれた生徒等に充分配慮し、事実確認を行う。
- ・被害生徒、加害生徒の双方から丁寧に事情を聴き取るとともに、周辺生徒や関係教職員からも可能な限り聴き取りを行い、正確な事実確認を行う。
- ・被害生徒や保護者が調査を望まない場合であっても、その理由を把握し、どのような調査を行うことができるか、被害生徒や保護者と協議する。
- ・被害生徒について、過去のアンケート調査の状況を確認するとともに、必要に応じて当該学年または全学年のアンケート調査を実施する。
- ・被害側、加害側の生徒の保護者と直ちに面談する機会を持ち、事情を説明する。
- ・保護者の協力を得て、いじめの解消のみならず関係改善を行うとともに、傍観者や観衆への指導も行う。
- ・犯罪等に該当すると考えられる場合には、直ちに所轄の警察に相談または通報する。